

議案第17号

つくば市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成31年2月18日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のつくば市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた

課程を含むものとする。

つくば市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年つくば市条例第14号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （大学等教育施設）</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)—(6)（略）</p> <p>第5条（以下略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （大学等教育施設）</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)—(6)（略）</p> <p>第5条（以下略）</p>